

さいたま医療ものづくり都市構想 「試作開発ラボ」 【公募要領】

1 事業の目的

本事業は、市内の中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条で規定する中小企業者をいう。以下同じ。）等が、医療機器製造販売業や医療機関・医療現場との連携・共同事業を促進し、安全性や操作性の向上など医療現場のニーズに応える医療機器等の開発・実用化を図るプロジェクトの支援を目的とします。

2 支援内容

- （1）「試作開発ラボ」（さいたま市中央区上落合2-3-4 アルーサA館市所有床）を活用した医療機器等開発支援
- （2）「試作開発ラボ」で開発を行った試作品等のPR支援、販路拡大支援
- （3）その他必要と思われる支援

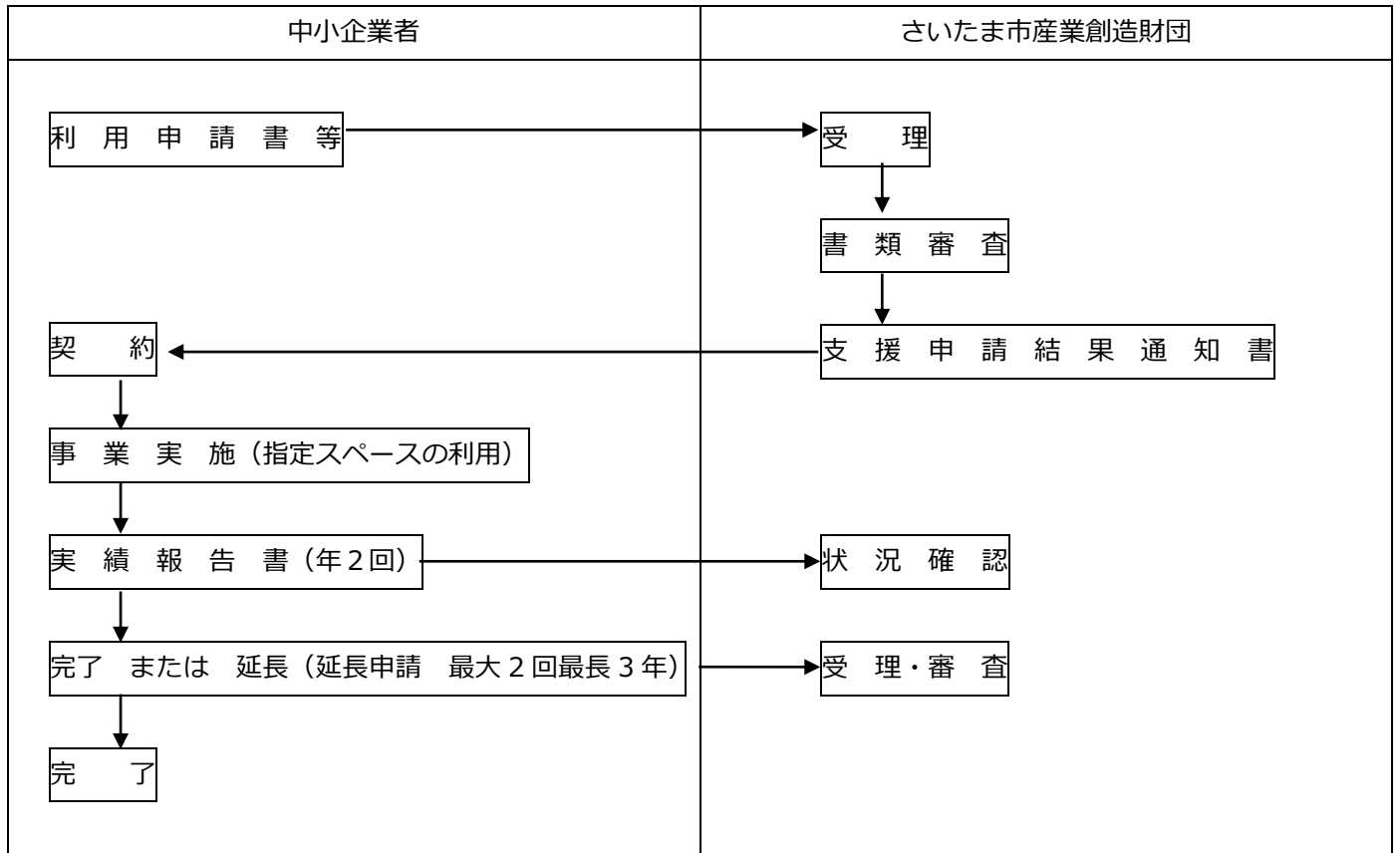
3 申請要件

- （1）さいたま市の医療ものづくり都市構想への取り組みを理解し、医療現場や製販企業のニーズと自社技術を応用して医療機器等（コンポーネントを含む）開発を行う中小企業者等であること。
- （2）1年以上事業を営んでいる中小企業者等であること。
- （3）その他、審査委員長が特に必要と認めたものであること。

4 選定

- （1）試作開発ラボ利用事業者の決定は、当財団が設置する審査委員会にて選定します。
- （2）選定に当たり、申請するプロジェクトについて医療機器に関する研究開発要素や試作設計要素があり、製品化を見込めるプロジェクト等を優先します。
※選定の過程において、必要に応じて申請者に対してヒアリング（オンラインまたは直接）を行います。
- （3）医療ラボを試作開発要素や研究開発要素を含まない事務所や倉庫としての利用は選定対象となりません。
また、選定後であっても公募時に申請した内容以外の利用は出来ません。
(公募時に申請したプロジェクトの内容修正については所定の手続きを行う事で変更可能です。)

5 制度の流れ



6 申請に必要な書類

医療ラボ利用申請	必要書類	部数
	さいたま医療ものづくり都市構想「試作開発ラボ」利用申請書（指定様式）	1部
	上記利用申請書に記載するプロジェクトの補足資料等	1部
	発行後3カ月以内の登記後謄本（履歴事項全部証明書 写し可） ※個人は、開業届の写し	1部
	会社案内等	1部

7 医療ラボ利用における注意事項

（1）利用料について

- ・医療ラボの利用料は毎月定額3万円（税込）です。
- ・警備請負料金及び光熱水費は実費負担となります。
- ・毎月、銀行振込によるお支払いとなります（口座引き落とし等是对应しておりません。）。

（2）機器等設置の制限・注意

- ・医療ラボの専用スペース（76.5㎡）以外に機器等を設置することはできません。
- また、大きな音や振動を発生する設備機器、その他当財団が不適とする機器等を設置することは出来ません。
- ・200v電源やエア供給などのインフラを使用する場合、申請前に当財団までお問い合わせ下さい。
- ・財団は利用者が所有する機器等が盗難、紛失、事故等にあつたとしても責任は負いません。

(3) 利用期間

- ・利用期間は契約日より1年とします。
- ・延長の申請を行うことで最長3年間利用することが出来ます。
- ・延長申請にあたっては延長申請書による事業進捗状況の確認や実績報告書(年2回提出)による延長の審査を行います。

(4) 原状復帰

利用者がプロジェクトを完了、または中止により医療ラボの利用を終了する場合、専用スペース内の機器を撤去し、現状に服していただく必要があります。なお、撤去費用等は利用者負担となります。

8 申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 選定の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねます。
- (3) 選定の結果、不採択になることがあります。
- (4) 採択された方については、法人名、代表者名、採択内容等が外部に公表される場合があります。

9 申請書類の提出について

- (1) 申込方法 ホームページからプリントアウトした用紙に必要事項をご記入のうえ、直接財団にお申込み(持参)ください。メール(kigyo@sozo-saitama.or.jp)によるご申請も可能です。
- (2) 申込期間 令和6年9月2日(月)～令和7年3月31日(月)
※試作開発ラボ利用事業者決定次第、申込期間は終了します。
- (3) 場 所 埼玉県さいたま市中央区下落合5-4-3 さいたま市産業文化センター4階
公益財団法人さいたま市産業創造財団 企業支援課 担当: 港、貝瀬
お問い合わせ: TEL 048-851-6652 E-mail kigyo@sozo-saitama.or.jp
※書類提出には、事業の説明ができる自社の方がご申請ください。

【申込者情報のお取り扱いについて】

利用者	公益財団法人さいたま市産業創造財団
利用目的	1 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のため使用します。 2 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
第三者への提供	以下により提供します。その他の用途としては利用いたしません。 1 目的 当財団から行政機関(さいたま市等)への報告等 2 項目 当該事業申込書記載の内容および事業進捗状況 3 手段 電子データ、写し(用紙)